

本多静六博士奨学金の返還について【重要】

奨学金は貸与であり、貸与終了後は、返還の義務が生じます。

貸与期間の2倍の年数の期間（最長12年以内）において均等半年賦で返還していただきます。具体的な返還については、次のとおりです。

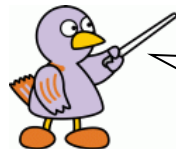
貸与種類	返還の開始時期と返還期間	返還時期
入学一時金 のみ	奨学生は、在学しなくなった年度の翌々年度から、2年以内に入学一時金の全額返還をしてください。	年2回 7月末と12月末
月額奨学金	奨学生は、在学しなくなった年度の翌々年度から、貸与期間の2倍の年数の期間で奨学金の全額返還をしてください。	
入学一時金 ＋ 月額奨学金		

返還が生じた際に発生する事項

借用証書の提出	貸与終了時に連帯保証人と連署・押印した「奨学金借用証書」（様式第7号）を提出していただきます。 ※様式については、森づくり課から送付します。
返還方法	年2回、返還月の上旬に「納入通知書兼領収書」を送付します。 記載の納入期限までに「納入通知書兼領収書」と返還金を銀行等金融機関の窓口（ATM、ネットバンクも可能）やコンビニ・アプリ等で納入してください。 <u>口座引落としの制度はありません。</u>
延滞利息	正当と認められる事由がなく返還の納入期限に遅延したときは、遅延日数に応じて年7.25%の割合で延滞利息が発生します。 延滞利息は元本納入後、別途請求します。 7.25%の延滞利息の具体例 半年賦額108,750円　納期限8月1日の場合8月6日で108円の延滞金が発生します。 元金108,750円を返還しなければ、1日で約21円ずつ増えていきます。
個人情報の取得	奨学金の返還が滞った場合には、返還事務に必要な範囲で、奨学金借受者及び連帯保証人の住所及び連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、保有、利用することがあります。

*** 返還の例 *** 特別な事情がある場合、期間の延長や返還方法の相談を随時受け付けています

貸与種類	貸与年数	貸与総額	返還年数	半年賦額	年間総返還額
入学一時金 のみ	—	30万円	2年	75,000円	150,000円
月額奨学金	1年	36万円	2年	90,000円	180,000円
	2	72	4		
	3	108	6		
	4	144	8		
	5	180	10		
	6	216	12		
入学一時金 + 月額奨学金	1年	66万円	2年	165,000円	330,000円
	2	102	4	127,500	255,000
	3	138	6	115,000	230,000
	4	174	8	108,750	217,500
	5	210	10	105,000	210,000
	6	246	12	102,500	205,000



「半年賦額」欄の金額が、1回に返す金額です。
なお、月額奨学金は3万円を借りた場合を想定しています。